

欧州委員会による炭素国境調整措置の提案について

令和 3 年 7 月 29 日
環境省

欧州委員会による炭素国境調整措置の提案①

- 2021年7月14日、欧州委員会は、EUの2030年気候目標の達成に向けての対策パッケージ「Fit for 55」を発表。その一環として炭素国境調整措置（CBAM）を提案。
- 対象となるのは、セメント、電気、肥料、鉄鋼、アルミニウムで、輸入者は輸入品に含まれる排出量1トンに対応するCBAM証書を購入する必要がある。証書の価格はEU-ETS排出枠価格と連動し、毎週のオークションの終値の平均価格に基づき決定。

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> 炭素リーケージのリスクを防ぐため、特定物品のEUへの輸入に際し、EU-ETS相当の制度を適用することにより、輸入品に含まれる温室効果ガス排出を規制。 本措置は、EU-ETSの無償割当を代替するもの。
対象部門	<ul style="list-style-type: none"> セメント、電気、肥料、鉄鋼、アルミニウム
対象国	<ul style="list-style-type: none"> 次の国を原産地とする物品には不適用：アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス <p>※電気についても適用除外を定める規定はあるが、現在は該当国・地域なし。</p>
手続等	<ul style="list-style-type: none"> 申告者（＝輸入者）は、CBAM当局からCBAM証書（certificates）を購入。証書価格は、前週のEU-ETS排出枠オークションの終値の平均価格。 CBAM証書の販売収入の大半はEU予算に充当。 申告者は、毎年5月31日までに申告書（declaration）（前年の輸入品の総量、排出量、排出量に対応して償却する証書数）を当局に提出。排出量は認証機関による認証が必要。 各輸入品に含まれる排出量は、「直接排出量／生産量」で算出。 <ul style="list-style-type: none"> ※間接排出の取扱いについては、移行期間終了前に欧州委員会が提出する評価報告書において検討。 ※製品の場合は、製造過程の投入原材料に含まれる排出量を含む。 ※排出量を十分に検証できない場合、原産地国における品目毎の平均的な排出係数に基づき設定されるデフォルト値を参照して排出量を算定。原産地国のデータが得られない場合、EU内のパフォーマンスの下位10%の事業所の平均排出原単位、電力についてはEU内の化石燃料発電の加重平均値を活用。

欧州委員会による炭素国境調整措置の提案②

項目	概要
手続等 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 申告者は、原産地国で支払われた炭素価格に応じ、証書の償却量の削減を請求可能。 ※申告者は、申告した排出量が原産地国で炭素価格（製品の生産において放出された温室効果ガスに対して、税または排出量取引制度において支払われた金額）の対象となっていること、輸出還付やその他の輸出補償の対象ではなく、実際に炭素価格を支払っていることを証明することが必要。 対象セクターのEU-ETSの無償割当が減少するにつれて証書の償却量が増加。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 前年の輸入品に含まれる排出量に相当する証書を償却しなかった場合又は申告者以外の者が輸入した場合、償却すべきであった各証書につき、EU-ETSの超過排出量と同一の額を乗じたペナルティを支払う。
迂回防止	<ul style="list-style-type: none"> CBAM適用除外を目的とした迂回行為への対応として、欧州委員会は、CBAMが適用される物品の範囲を拡大する権限を有する。
移行期間 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> 2026年1月から本格適用（2023年1月から2025年12月まで移行期間）。 移行期間中、申告者は、四半期ごとに四半期中の輸入品に関する情報を含むCBAM報告書を、各四半期終了後1ヶ月以内に当局に提出しなければならない。 欧州委員会は、移行期間の終了前に、本規則の対象となっていない間接排出量や物品への対象拡大の影響等に関する報告書を、欧州議会・理事会に提出。